（前のページより続き）

特殊法人等
独立行政法人国立文化財機構出品預証書紛失に伴う証書の無効、参加者の有無を確認する公募手続に係る参加申込書の提出を求める公示、税理士証票無効・登録抹消関係
地方公共団体
教育職員免許状失効、行旅死亡人関係
会社その他
会社決算公告

本号で公布された法令のあらまし

九〇

◇教育職員等による児童生徒性暴力等の防止等に関する法律の施行期日を定める政令（政令第二二号）（文部科学省）

教育職員等による児童生徒性暴力等の防止等に関する法律（令和三年法律第五七号）の施行期日は、令和四年四月一日とすることとした。

九二

◇育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律及び雇用保険法の一部を改正する法律の一部の施行に伴う関係政令の整備に関する政令（政令第二三号）（厚生労働省）

一　職業安定法施行令の一部改正関係

職業安定法第五条の五第一項第三号の規定に基づき、公共職業安定所、特定地方公共団体及び職業紹介事業者が、育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律（以下「育介法」という。）の規定のうち、その規定に反して公表等の措置が講じられた者からの求人の申込みを受理しないことができるものを定めた職業安定法施行令第一条第六号に、育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律及び雇用保険法の一部を改正する法律（以下「改正法」という。）第二条により育介法に新設された出生時育児休業申出に関する事業主の雇用管理上の義務に係る規定及び当該申出をしたこと等を理由とした不利益取扱いの禁止の規定を追加することとした。（第一条関係）

二　行政手続法施行令の一部改正関係

行政手続法第三九条第四項第四号の意見公募手続を実施することを要しない命令等として、改正法第二条により新設された育介法第九条の五第四項の出生時育児休業期間中に就業することに労働者が同意する方法及び出生時育児休業期間中に当該同意を得た労働者を就業させることのできる範囲を定める命令等、改正法第三条により新設された育介法第二二条の二の育児休業の取得の状況に関し公表の方法及び公表しなければならない内容を定める命令等、改正法第五条により新設された雇用保険法第六一条の七第二項の三回以上の育児休業をした場合であっても、当該育児休業が育児休業給付の対象となる場合を定める命令等などを追加することとした。（第二条関係）

三　船員職業安定法施行令の一部改正

船員職業安定法第一五条第一項第三号の規定に基づき、地方運輸局長が、育介法の規定のうち、その規定に反して公表等の措置が講じられた者からの求人の申込みを受理しないことができるものを定めた船員職業安定法施行令第一条第七号に、改正法第二条により育介法に新設された出生時育児休業申出に関する事業主の雇用管理上の義務に係る規定及び当該申出をしたこと等を理由とした不利益取扱いの禁止の規定を追加することとした。（第三条関係）

四　施行期日

この政令は、令和四年一〇月一日から施行することとした。ただし、二の一部については、令和五年四月一日から施行することとした。

◇プラスチックに係る資源循環等の促進等に関する法律の施行期日を定める政令（政令第二四号）（環境省）

プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律（令和三年法律第六〇号）の施行期日は、令和四年四月一日とすることとした。

◇プラスチックに係る資源循環等の促進等に関する法律施行令（政令第二五号）（環境省）

1　燃料として利用される製品

プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律（以下「法」という。）第二条第八項第一号の政令で定める製品は、次のとおりとすることとした。

㈠　分別収集物を圧縮し、又は破砕することにより均質にし、かつ、一定の形状に成形したもの

㈡　炭化水素油

㈢　水素及び一酸化炭素を主成分とするガス

（第一条関係）

2　設計認定等に係る手数料の額等

㈠　指定調査機関の指定の更新の期間は、三年とすることとした。（第二条関係）

㈡　設計認定又は法第九条第一項の変更の認定を受けようとする者が納める手数料の額について、所要の規定を設けることとした。（第三条関係）

㈢　指定調査機関が行う設計調査に係る手数料の額の主務大臣による認可について、所要の規定を設けることとした。（第四条関係）

3　特定プラスチック使用製品及び特定プラスチック使用製品提供事業者の業種

法第二八条第一項の政令で定めるプラスチック使用製品（商品の販売又は役務の提供に付随して消費者に無償で提供されるものであって、主としてプラスチック製のものに限る。）及び同項の政令で定める業種を定めることとした。（第五条関係）

4　特定プラスチック使用製品多量提供事業者の要件等

㈠　勧告等の対象となる特定プラスチック使用製品多量提供事業者の要件は、当該年度の前年度において提供した特定プラスチック使用製品の量が五トン以上であることとした。（第六条関係）

㈡　法第三〇条第四項の審議会等で政令で定めるものを、主務大臣ごとに定めることとした。（第七条関係）

5　認定再商品化計画に係る再商品化に必要な行為の委託の基準等

㈠　法第三三条第三項第四号ニ及びホの政令で定める使用人を定めることとした。（第八条関係）

㈡　認定市町村が分別収集物の再商品化に必要な行為（一般廃棄物の収集若しくは運搬又は処分に該当するものに限る。）を再商品化実施者に委託する場合の基準を定めることとした。（第一一条関係）